

令和2年4月1日

宗費納入組合長 各位
御 寺 院 各位

曹洞宗宗務庁
財政部長 服部秀世



「宗費その他の義務負担金の告知の特例措置に関する宗令」の公布
に伴う宗費等の納付期限延長措置について

記

この度の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、政府及び各都道府県知事より、感染爆発の重大局面にあるとして、不要不急の外出を自粛するよう、広く要請がなされております。

この事態を重く受け止め、地域によっては教区会や寺院護持会等の開催が困難になることが予想されることや、宗費等の納付に関する会合が感染拡大に繋がってしまう可能性等に鑑み、令和2年4月1日付にて、上記「宗費その他の義務負担金の告知の特例措置に関する宗令」が公布されました。

本宗令の公布により、宗費等の納付期限は令和2年12月30日までとなり、同期限までに納付されれば、第1回納付期限までに納付された際と同様の奨励金を交付いたします（財務規程第24条に規定する差引納付についても適用されます）。宗費告知関係書類一式に記載されている納付期限は無効となりますので、ご注意ください。

なお、本宗令は、令和2年12月30日以前の納付につきまして、何ら制限するものではありません。地域における感染状況や自治体の対応等の動静を見守りつつ、状況に応じて納付していただければと存じます。

また、今回の宗令による措置はあくまで宗費等を対象とするものでありますので、宗務所費や教区費等につきましては、関係各所と協議の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

宗令の内容やその他連絡事項等につきましては、可及的速やかに曹洞禅ネットに掲載する予定ですので、適宜ご確認ください。

急なご連絡となり恐れ入りますが、ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上